

亜鉛に係る暫定排水基準（案）

〔一律排水基準：亜鉛含有量（単位 1リットルにつき2ミリグラム）〕

項目	業種	許容限度	
		H18.12.11 ～ H23.12.10	H23.12.11 ～ H28.12.10
亜鉛含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	金属鉱業	5	5
	無機顔料製造業		一律排水基準
	無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。）		一律排水基準
	表面処理鋼材製造業		一律排水基準
	非鉄金属第一次製錬・精製業		一律排水基準
	非鉄金属第二次製錬・精製業		一律排水基準
	建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）		一律排水基準
	溶融めっき業		一律排水基準
	電気めっき業		5
	下水道業（金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）溶融めっき業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）		5 （一律排水基準へ移行した業種を削除）

備考

1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$C_i \cdot Q_i \div Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1日につき立方メートル）